

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2022 春号

2022年5月発行 第106号



ご挨拶

戦争の世紀と言われた20世紀の悲惨で過酷な時代を経て、21世紀は平和な時代を迎えると思われていましたが、ロシアのウクライナ侵攻によりその願いもむなしく、ウクライナの人々の痛ましい状況が日々報じられ、世界情況も激変の時代を迎えることになりました。人類の英知によりこの惨劇に終止符が打たれ、持続可能な世界が形成されることを願ってやみません。

今春は、弊事務所の弁護士人事に関わる大きなお知らせが重なりました。まず、パートナーであります鈴木秋夫弁護士が、去る4月1日、大阪弁護士会副会長に就任しました。任期は1年ですが、約4750名の会員を擁する大規模単位会の幅広い業務や活動について理事者として関わることは、同弁護士とってきわめて貴重な経験であり、更なる飛躍への礎となるものと存じます。

本行克哉弁護士が平成29年8月金融庁へ出向し、金融行政の様々な業務に携わり、令和2年4月任期を全うして事務所に復帰しましたが、令和3年1月から米国へ留学、ノースウエスタン大学法学修士課程を修了、世界的な大手法律事務所の客員弁護士として執務、ニューヨーク州司法試験にも合格いたしました。そして、去る4月1日、事務所(大阪事務所・東京事務所兼務)に復帰するとともにパートナー弁護士に就任いたしました。

2019年8月より任期付公務員として金融庁に出向しておりました富川諒弁護士が、去る3月末日をもって任期を全うし、4月1日から事務所(大阪事務所・東京事務所兼務)に復帰しました。出向中は監督局銀行第二課地域金融企画室や銀行第二課に所属し、様々な業務に携わりました。

4月1日より谷崇彦弁護士が任期付公務員として金融庁に出向することになりました。監督局銀行第二課に所属して執務することになります。金融庁に出向した先輩弁護士と同様、力量を如何なく発揮されるよう願っています。

コロナ禍のため司法修習期間が変則的になっていましたが、4月下旬、74期生の司法修習が修了し、新進気鋭の7名の弁護士が入所いたしました。加藤友香弁護士(京都事務所)、富田昂志弁護士(京都事務所)、小林優吾弁護士(東京事務所)、佐藤諒一弁護士(東京事務所)、半田昇弁護士(大阪事務所)、木村俊太郎弁護士(東京事務所)、河野大悟弁護士(大阪事務所)でございます。

鈴木秋夫弁護士はじめ上記11名の弁護士の抱負とご挨拶は本ニュース2頁以下に詳細を掲載しております。何卒ご高誼賜りますようお願い申し上げます。弊事務所に勤務しておりました新智博弁護士、宮本庸弘弁護士、中嶋章人弁護士が、7頁記載のとおり、新しい目標に向けて出発すべく、退所いたしました。各弁護士の更なる活躍と発展を祈念してやみません。

弊事務所の専門チームが執筆した「内部通報制度の理論と実務」について、今般、その改訂版を発刊いたしました。来る6月1日から施行される改正公益通報者保護法を踏まえ、それに対応すべき点を解説いたしました。その項目は7頁に記載しております。何卒皆様のご購読をお願い申し上げます。

会長弁護士 中 務 嗣治郎



大阪弁護士会副会長就任のご挨拶

弁護士 鈴木 秋夫

弁護士

鈴木 秋夫
(すずきあきお)

〈出身大学〉
東京大学法学部

〈経歴〉
2000年10月
最高裁判所司法研修所修了
(53期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

2002年8月
宅地建物取引主任者登録

2003年1月
行政書士試験合格

2004年5月
管理業務主任者登録

2006年1月
社会保険労務士登録

2007年5月
2級建築業経理士資格取得

2012年4月
貸金業務取扱主任者登録

2022年度
大阪弁護士会副会長

2022年度
近畿弁護士会連合会常務理事

2022年度
日本弁護士連合会代議員

〈取扱業務〉
金融法務、倒産法務、
民事法務、会社法務、
商事法務、家事相続法務

1 はじめに

4月1日、大阪弁護士会副会長に就任しました。任期は1年間です。今から1年以上前のことですが、私が所属する会派から副会長選挙候補者となることの打診を頂戴し、大変光栄なことであり、即答で承諾の返事をさせて頂きました。

大阪弁護士会は、4月1日現在、約4750名の弁護士が所属する大規模単位会であり、28の常設委員会、26の特別委員会、16の協議会等が存在しており、職員数も100名を超えています。また、会長が日本弁護士連合会副会長を兼務して週の半分近く東京に行っていることから、副会長の任務は大変な重責ですが、会長、他の6名の副会長と協力しながら、全力で会務に取り組む所存です。

大阪弁護士会のホームページの「大阪弁護士会について」の中の「理事者挨拶」の箇所に副会長としての私の名前と写真が掲載されています。また、YouTubeの「大阪弁護士会」の「2022年度役員のご紹介」の中で副会長としての私のことが紹介されています。是非とも、ご覧下さい。

一方、趣味のマラソンの方は、去年もサブスリー(3時間切り)を果たしました。副会長在任中は、これまで通りの練習時間の確保は難しいですが、練習の質を高めて、自己ベスト更新を達成したいと考えています。その上、大阪弁護士会副会長在任中の弁護士としての不滅のマラソン記録樹立を目指しています。

2 弁護士会としての対外的発信

社会に潜在している法的ニーズに対して、弁護士・弁護士会の意義と有用性を社会の隅々までアピールしていくことは極めて重要であり、これは、充実した広報や対外的発信によって実現が可能となります。

今年度の執行部のスローガンは「悩まんと頼りにしてや 弁護士を “ひとりやない ”」ですが、弁護士の業務内容や弁護士会の活動内容等について、積極的な対外的発信をしていき、「市民に身近で頼りがいのある弁護士」や「市民に役立つ弁護士会」をアピールしていきたいと考えています。

3 担当委員会等

大阪弁護士会では、財務、高齢者・障害者総合支援センター、行政連携センター、行政問題、

遺言・相続センター、医療、大阪住宅紛争審査会、民事訴訟法運用協議会、刑事法制、アウトリーチ事業、リスク管理、エコアクション21、図書などを担当します。

特に、財務担当副会長であることから、今年度予算案の作成、定期総会での予算案の説明、月次決算の財務委員会への説明などの職責を果たしていくこととなります。また、弁護士会の役員の任期は「4月1日から翌年3月31日」までであり、株式会社のように「定時株主総会終了時まで」ではありません。そのため、財務担当副会長である私は、来年3月31日で任期満了となっても、来年6月頃の開催が想定される次年度の定期総会で今年度の決算報告をすることになり、「来年3月末日の任期満了でお役御免」にはなりません。

また、近畿弁護士会連合会では、常務理事に就任するとともに、高齢者・障害者の権利連絡協議会、裁判官選考検討、大阪高等裁判所民事控訴審運用改善協議会などを担当し、会計も担当します。

4 新型コロナウイルス感染症への対応

私は、リスク管理の担当副会長であることから、感染防止と会館継続運営の観点を両立させるべく、新型コロナウイルス感染症に関するリスク管理に適切に取り組むという職責も果たしていくこととなります。

また、社会においてコロナ禍によって様々な領域で苦しい状況が続いていますが、弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としており、弁護士会として、市民や企業の支援・救済に取り組む必要があります。特に、社会的弱者への影響は大きく、司法アクセスの向上のための環境整備に取り組んでいきたいと考えています。

5 おわりに

私は、弁護士22年目ですが、副会長の職務を一つ一つ真剣に取り組むことによって、弁護士として、また一人の人間として、大きく成長できると信じて、職務に当たっています。

副会長在任中は、事務所に不在のことも多く、弁護士業務に充てることのできる時間が制限されることになり、クライアントの皆様にはご迷惑をお掛けすることになりますが、副会長の職責をきちんと果たして、来年4月以降、1回りパワーアップした姿をご覧に入れることができると考えていますので、何卒、ご理解の程、宜しくお願い致します。



弁護士
本行 克哉
(ほんぎょう・かつや)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院
ノースウエスタン大学
ロースクール法学修士
(LLM with honors)

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(65期)
2013年1月
弁護士法人中央総合法律
事務所入所
2017年8月～2018年7月
金融庁検査局企画審査課
勤務
2018年7月～2019年7月
総合政策局リスク分析総括課
勤務
2019年8月～2020年3月
監督局銀行第二課勤務
2021年9月
ノースウエスタン大学
ロースクールLLM卒業
2021年10月～2022年3月
Kirkland & Ellis LLP
(シカゴ)勤務

〈取扱業務〉
金融規制、M&A、
クロスボーダー取引、
コンプライアンス、
コーポレート・ガバナンス、
金融関連紛争、企業間紛争、
事業再生、知的財産権

事務所復帰及びパートナー就任のご挨拶

弁護士 本行 克哉

1 はじめに

本年3月に海外留学を終えて事務所に復帰し、本年4月1日付で当事務所のパートナーに就任いたしました。

2013年1月に当事務所に入所して以来、クライアントの皆さまからご依頼いただいた一つ一つの案件が弁護士としての私を育ててくださったものと実感しております。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

2 大阪事務所での4年間

入所当時の私の挨拶文を改めて見ると、「研鑽によって優秀な人間になるのは難しいが、人の役に立つ人間になることはできる。」という恩師の言葉を拝借して、クライアントの皆さまからのニーズに合う「的確・迅速な対応」を信条とする旨述べていました。このような私の信条はこれまで全く変わるところはなく、今後も「クライアントの皆さまの役に立つ人間になる」ことを目指して研鑽を積んでまいりたいと存じます。

当事務所に入所してからの4年間は、大阪事務所を拠点に金融法務や企業法務を中心に幅広い案件に携わってまいりました。思い返してみると、金融規制対応、M&A、ファイナンス、コンプライアンス、債権回収、訴訟・紛争解決、個人情報保護法、独占禁止法などの規制法対応など様々な案件を担当させていただいたとクライアントの皆さまに感謝しております。

3 金融庁への出向経験

その後、金融庁に出向してからは3年弱の間、金融機関の検査・監督業務に携わり、金融規制分野に関する幅広い知見を得ることができました。出向当初は検査局において、バブル崩壊後の金融検査の象徴である金融検査マニュアルを廃止し、新たな金融検査・監督に関する基本方針を策定するプロジェクトに従事しました。その後、監督局に移り、法務担当補佐として地域銀行の監督業務に従事し、銀行法、信用金庫法等の規制緩和に伴う監督指針の改正、銀行業高度化等会社の認可審査、金融機関からの法令照会に対する回答などの業務に従事しました。今後も、これらの出向経験から得た金融規制に関する知見を活用し、金融機関のクライアントの皆さまにより専門的なリーガルサービスを提供してまいります。また、出向中、地域金融の深く関与した経験を通じて、私が弁護士の仕事を通じて何を実現したいのかが見えてきたように思います。

それはリーガルサービスの提供を通じて地域経済の発展に微力ながら貢献したいということです。もちろんリーガルサービスの提供が経済に直接的な影響を及ぼすものではありませんが、良質なリーガルサービスの提供は、分野の違いはあれど規模・業種を問わず企業様の事業活動を支え、長期的にみれば企業価値の向上に寄与するものであると信じております。

4 海外留学

他方、金融法務・企業法務も今や国内案件にとどまらず、国際的な案件が相当な割合を占めるようになりつつあります。そのような国際的なリーガルニーズにも対応させていただくべく、昨年からは本年にかけて海外留学に行っていました。留学中は、米国のノースウエスタン大学ロースクール(Northwestern Pritzker School of Law)のLL.M.(法学修士)課程を卒業し、その後、世界的なトップローファームであるカークランド&エリス法律事務所(Kirkland & Ellis LLP)のシカゴオフィスにて客員弁護士として執務を行っていました。

ロースクール在学中は、米国銀行法、米国証券取引法、米国会社法、起業関連法などを中心に学び、米国法律事務所在籍中は、米国テキサス州における大規模な特許訴訟(日本企業が当事者となっていたもの)、独占禁止法違反による米国司法省の調査対応、米国の投資運用会社による日本の不動産への投資案件など多種多様な案件に携わることができました。このような経験を通じて得た国際的なビジネスローの知見やネットワークも活用してより良質なリーガルサービスをクライアントの皆さまに提供していきたいと考えております。

留学中に受験しましたニューヨーク州司法試験には無事合格しまして、今秋を目途にニューヨーク州弁護士として登録を行う予定です。

5 おわりに

まだまだ若輩者ではございますが、今後は、弁護士個人としてクライアントの皆さまに「的確・迅速な」リーガルサービスを提供するだけでなく、当事務所の共同経営者としてより効果的・効率的な組織運営にも努め、事務所一丸となって良質なリーガルサービスを提供してまいりたいと考えております。

今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

事務所復帰のご挨拶

弁護士 富川 諒



弁護士

富川 諒
(とみかわりょう)

〈出身大学〉
神戸大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2015年12月
最高裁判所司法研修所修了
(68期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
金融法務、MSA、
会社法務、一般企業法務、
家事相続法務

2019年8月より任期付公務員として金融庁に勤務しておりましたが、本年3月末日をもちまして任期を終え、4月1日より当事務所に復帰いたしました。

金融庁では、監督局銀行第二課地域金融企画室(2019年8月～)、銀行第二課(2021年4月～)に所属し、様々な業務に取り組んでまいりました。

(携わった主な業務)

- 監督局銀行第二課地域金融企画室
 - ・ 「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」の策定¹、説明会の実施
 - ・ 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」²の設置、事業成長担保権(仮称)の制度設計の検討
 - ・ 「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」の策定
 - ・ 資本金借入金に関する照会対応
- 監督局銀行第二課
 - ・ 銀行法改正(2021年11月施行)に関する対応(監督指針改正、パブコメ対応等)
 - ・ 銀行法に係る認可審査(銀行業高度化等会社や銀行持株会社の設立、銀行持株会社の共通・重複業務等)
 - ・ 独占禁止法特例法³に係る認可審査
 - ・ 銀行法や信用金庫法等に関する法令照会対応
 - ・ 規制緩和要望への対応

近年、金融機関を取り巻く環境は大きく変化しており、金融行政もまた大きな転換期を迎えています。こうした中、検査マニュアルの廃止や銀行法改正、事業成長担保権の検討等に携わることができたことは、極めて貴重な経験となりました。

今後は、金融庁での経験等も活かしながら、クライアントの皆様への的確な法的サービスを提供できるよう努力してまいります。引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

- 1 水谷登美男=富川諒「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方について」(商事法務2220号31頁)
- 2 水谷登美男=後藤尊志=富川諒=松本亜衣「『事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会』と事業成長担保権(仮称)」(金融法務事情2156号40頁)、水谷登美男=富川諒=松本亜衣「『事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会』論点整理の公表後、関係者から寄せられたご意見」(NBL1196号24頁)
- 3 「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」

金融庁出向のご挨拶

弁護士 谷 崇彦



弁護士

谷 崇彦
(たに・たかひこ)

〈出身大学〉
立教大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、会社法務、
家事相続法務

このたび、本年4月1日より2年間、任期付公務員として金融庁監督局銀行第二課にて勤務させていただくことになりました。

金融庁では、事業性評価や伴走型支援といった金融機関による価値ある事業の継続や発展を支援する取り組みを促しつつ、検査・監督のあり方の見直しを進めており、コロナウイルスが蔓延し、多くの事業が打撃を受けている昨今の我が国の経済情勢においては、このような取り組みを進めることはまさに急務であるといえます。

私は、当事務所に入所して以来、金融法務をはじめとする様々な分野の案件に携わり、その中で弁護士としての知識・経験を培ってきました。私がこれまで培ってきた知識・経験を活かして、金融庁における金融機関に対するモニタリング支援業務や金融実務への企画立案業務等に身を投じることによって、我が国の経済情勢の安定や地方創生に貢献したいという強い思いから、今般の金融庁職員の募集に応募することを決意いたしました。

私が当事務所に入所してから約2年間、クライアントの皆様からご依頼いただきました様々な案件を通じて、弁護士としての知識・経験を培うことができたからこそ、今般の金融庁勤務の機会が実現したと確信しております。クライアントの皆様には、これまでのご厚誼に改めて感謝申し上げます。

弁護士業に復帰いたしましたら、金融庁勤務にて培った知識・経験を活かして、クライアントの皆様からのご依頼に今まで以上にお役に立てるよう尽力する所存ですので、今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

入所のご挨拶

弁護士 加藤 友香 (かとう・ゆか)

<出身大学>
同志社大学法学部
同志社大学法科大学院

<経歴>
2008年 2級ファイナンシャルプランニング技能士
2010年 宅地建物取引士試験合格
2017年3月 株式会社京都銀行 退職
2022年4月 最高裁判所司法研修所修了(74期)
京都弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(京都事務所)



この度、大阪での司法修習を修了し、当事務所の一員として、京都事務所にて執務させて頂くことになりました、加藤友香と申します。

私は、大学卒業後、金融機関に勤務しておりましたが、そこで様々な法的問題に直面し、顧問弁護士の先生方に相談しながら業務を進める中で、弁護士の仕事に魅力を感じ、法科大学院へ進学、法曹の道へと進んで参りました。

司法修習では、法曹三者それぞれの立場からの事件の見方や物事を客観的・公平に見る実務的な視点など多くのことを学ばせて頂きました。その中で、弁護士には、単に法律の専門家としてではなく、紛争解決のプロとしての役割が期待されていると感じてきました。

昨今の社会情勢の中、企業を取り巻く環境は日々刻々と変化しており、企業の抱える問題も様々であると思います。法的知識だけでなく実務的な視点も踏まえた、依頼者の皆様のニーズに添った最良のリーガルサービスが提供できる弁護士になれるよう、時代の変化や情報に敏感に、自己研鑽を重ねて参りたいと思います。

未熟者ではございますが、皆様から信頼して頂けますよう、日々精進して参る所存です。何卒ご指導ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

弁護士 富田 昂志 (とみだ・たかし)

<出身大学>
大阪大学法学部法学科

<経歴>
2013年2月 トヨタ自動車株式会社 退社
2021年3月 裁判所 退職
2021年10月 ビジネス会計検定2級
2021年11月 日商簿記検定2級
2022年4月 最高裁判所司法研修所修了(74期)
京都弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(京都事務所)



初めまして。

この度、奈良での1年間の司法修習を終え、中央総合法律事務所の一員として京都事務所にて執務することになりました、富田昂志と申します。

私は、大学卒業後、トヨタ自動車株式会社にて勤務した後、大阪地方裁判所に採用され、裁判所事務官及び書記官として勤務いたしました。

トヨタ自動車では、販売実習、工場実習を経て、国内外の車両製造会社・サプライヤーとの間の技術情報授受ルールを策定する部署にて勤務いたしました。モノを製造すること、売ること、社内外国内外様々な部署や会社と調整してルールを作ることの楽しさや難しさを経験いたしました。カイゼン、現地現物などのトヨタの教えは、今でも私の中で大きな価値観となっております。

裁判所では、書記官として大阪地裁労働専門部、家裁調停審判係で執務するなど、主に民事及び家事実務に携わりました。この経験から、紛争になると感情が絡んで理屈や経済合理性では解決困難な場合が多いことを学び、これを未然に防ぐことが重要であると感じました。

私は、これまでの経験から、弁護士として、紛争解決、予防法務はもちろん、新規事業のルールメイキングなどにも幅広く携わりたいと考えております。

弁護士として、クライアントの皆様にご満足いただけるように、日々、自分がすべきことできることを考え、実行し、改善し、実務及び研鑽に励んでいく所存です。

何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

弁護士 小林 優吾 (こばやし・ゆうご)

<出身大学>
滋賀県立膳所高校
中央大学法学部法学科
慶応義塾大学法科大学院
(司法試験合格のため)退学

<経歴>
2022年4月 最高裁判所司法研修所修了(74期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)



この度、長崎での司法修習を修了し、当事務所の一員として、東京事務所にて執務させていただくこととなりました、小林優吾と申します。

司法修習では、裁判官・検察官・弁護士の法曹三者の立場から、法律問題と向き合って参りました。長崎という土地に特有の案件から一般民事事件、企業法務、刑事事件と幅広い案件を学ばせていただきました。長崎にてお世話になった裁判官・検察官・弁護士は、尊敬できる方ばかりであり、充実した修習となりました。

私が弁護士として大切にしていきたいと考えていることは、緻密なリサーチです。リサーチは、弁護士の基本的な業務の一つであると思いますが、司法修習生として、法律問題と向き合う中で、リサーチ能力の重要性を痛感しました。ビジネスや法規制が目まぐるしく変動していく社会の中で、正確かつ適切な情報を取捨選択することはさらに難しくなっていくように思います。それでも、緻密なリサーチを行い、依頼者様の最善の結果につながるよう尽力して参りたいと思います。

未熟者ではございますが、皆様のご期待にお応えできるように、日々研鑽を重ねて参ります。ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。



入所のご挨拶

弁護士 佐藤 諒一
(さとう・りょういち)

<出身大学>
中央大学法学部
東京大学法科大学院

<経歴>
2022年4月 最高裁判所司法研修所修了(74期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)



この度、滋賀県での司法修習を修了し、当事務所の一員として、東京事務所にて新たに執務させていただくことになりました。佐藤諒一と申します。

司法修習では、弁護士・検察官・裁判官という法曹三者それぞれの立場から、法律実務家として求められる基本的な能力を学ぶことができました。特に、異なる立場から、弁護士という仕事を見る機会を得られたことは、自身が今後どのような弁護士となるべきかを考える上で、大変勉強になりました。

これらの経験を通して、弁護士は、法律に対して深い理解を有するにとどまらず、ビジネス等、より広い知識を有してこそ、個々の依頼者の皆様に迅速かつ適切な助言や解決策の提示ができるものと強く実感いたしました。このような能力を得るには相当の努力を要するものと思いますが、当事務所の弁護士として経験を積んでいく中で、少しでも早く皆様のご期待に添い、信頼を得られる存在になれるよう、精進していく所存であります。

まだまだ未熟者ではございますが、一弁護士としての自覚を持ち、努力してまいります。ご指導、ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

弁護士 半田 昇
(はんだ・のぼる)

<出身大学>
京都大学法学部
京都大学法科大学院

<経歴>
2022年4月 最高裁判所司法研修所修了(74期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)



この度、和歌山での司法修習を修了し、当事務所の一員として執務させて頂くことになりました。半田昇と申します。

司法修習では、法律事務所・裁判所・検察庁において、実際に職務を経験し、実務の運用を学びました。判断権者である裁判官や、他方当事者である検察官の職務を内側から見る事ができたのは、今後弁護士としての職務を行っていくうえで極めて有益な経験となりました。

司法修習の日々を送る中で強く印象に残ったことは、弁護士は依頼者にとって大切な利益を委ねて頂く身であり、弁護士の仕事の出来が依頼者の大切な利益の得喪に直結するという事です。皆様の大変な利益を委ねて頂く身として、日々研鑽に励み、一つ一つの事件に対して妥協することなく全力で向き合っていく必要があると強く感じております。

また、現代はかつてなく変化の激しい時代であり、このような時代に皆様の利益を実現するには、多様な事象に関心を向け、変化に対応できる柔軟性を身につけることこそが肝要だと感じております。

浅学非才の身ではございますが、一刻も早く皆様のお役に立てるよう精進してまいります。何卒、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

弁護士 木村俊太郎
(きむら・しゅんたろう)

<出身大学>
早稲田大学法学部
東京大学法科大学院(中退)

<経歴>
2022年4月 最高裁判所司法研修所修了(74期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)



初めまして。この度、中央総合法律事務所の一員として執務をさせていただくことになりました。木村俊太郎と申します。

先日、実家に帰省した際、中学校の卒業アルバムをみたところ、将来の夢の欄に「弁護士」と書かれていました。中学生の頃からの夢であった弁護士としての第一歩を踏み出せることに、大きな喜びを感じております。

司法修習では、弁護士、裁判官、検察官と法曹三者の立場から実務を学ばせていただきました。民事裁判修習で裁判官がどのように当事者の主張から事実を認定するのかを体感し、また、弁護修習で訴訟になる前の法律相談等を間近で見たことで、民事裁判の目的とは真実発見ではなく紛争解決にあると強く実感いたしました。

依頼者が望む形での紛争解決を実現するため、法的知識や法的思考力といった能力を高めていくだけではなく、適切なコミュニケーションを取り依頼者のニーズを正確に把握できるよう心がけていきたいと思っております。

当事務所の一員として全力で執務に邁進したいと思っております。若輩者ではございますが、皆様のご期待にお応えできるよう、日々精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

弁護士 河野 大悟
(かわの・だいご)

<出身大学>
大阪市立大学法学部
司法試験予備試験合格

<経歴>
2022年4月 最高裁判所司法研修所修了(74期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)



この度、神戸での司法修習を修了し、当事務所の一員として、大阪事務所にて執務させていただくこととなりました。河野大悟と申します。

司法修習では法曹三者それぞれの立場から実務の考え方や視点について考える機会をいただき、執務開始に向けて準備して参りました。その中で、法曹の重要な役割の1つとして、依頼者の納得のいく説明を尽くすことがあると感じました。

修習中に経験した事件には、交通事故での後遺症対応を巡る紛争や、建築請負契約における変更合意の有無を巡る紛争などがあり、法的な結論がある程度決まっていたとしても、紛争に至るまでの経過や感情面等、様々な理由から納得を得ることが難しい事件がありました。

紛争には、前者のように予防が困難なものもありますが、後者のように、適切な法的アドバイスがあれば防ぐことができるものもあります。そして、既に紛争状態になっている状況を改善するためには、事実の把握から結論を見通し、それらを説明をすることが、本人の納得につながると思いました。

これらのことから、予防法務に力を入れることと、事案の見通しを正しく伝えることを通じて、依頼者の納得の行く結論をもたらせるようになりたいと考えています。

人として、法律家として、まだまだ未熟者で、及ばないところも多分にあるかと存じますが、精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

退所のご挨拶

弁護士 新 智 博

謹啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私儀、中央総合法律事務所大阪事務所に2017年1月に入所して以来、約5年間執務させていただきましたが、本年3月末日をもちまして、事務所を退所させていただくこととなりました。

クライアントの皆様には、在職中、多大なご厚誼を賜りましたことをこの場を借りまして、厚く御礼申し上げます。そして、弁護士としての基礎を学ばせていただき、時に優しく時に厳しくご指導ご鞭撻を頂戴しました中央総合法律事務所の先生方、日ごろの執務につき強力なサポートをいただきました事務員の皆様には心から感謝を申し上げたいと思います。

今後は新たな場所での新たな出発となりますが、事務所で培った経験を活かし、中央総合法律事務所の名に恥じぬよう精進し、また、依頼者の皆様のお役に立つことができるよう、自身を成長させていきたいと思っております。

末筆となりましたが、皆様方の今後のさらなるご発展とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

謹白

弁護士 宮 本 庸 弘

謹啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私儀、中央総合法律事務所大阪事務所に2020年4月に入所して以来、約2年間執務させていただきましたが、2022年2月末日をもって当事務所を退所させていただくこととなりました。

クライアントの皆様には、多大なご厚誼を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。私の未熟さゆえにご迷惑をお掛けすることも多々あったかとは存じますが、少しでも皆様のお力になれたのであれば嬉しい限りです。

今後も当事務所で得た経験を活かし、依頼者の皆様のお役に立つことが出来るよう研鑽に励む所存ですので、今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、クライアントの皆様方の今後のさらなるご発展とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

謹白

弁護士 中 嶋 章 人

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私事で大変恐縮ではございますが、本年1月をもって当事務所を退所させていただくこととなりました。約1年という短い期間ではございましたが、皆様から多種多様なご依頼・ご相談を頂戴しましたことで、大変充実した経験を積むことができました。

皆様には、在職中、ご厚誼を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

新たな場所においては、当事務所で得た知識及び経験を最大限に活かして、弁護士として精進して参る所存です。

末筆となりましたが、皆様方の今後の更なるご発展とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

謹白

内部通報制度の理論と実務〔第2版〕

弁護士法人 中央総合法律事務所 編

A5判並製／428頁

ISBN：978-4-7857-2962-2

定価：3,850円（本体3,500円+税）

発売日：2022/05

本書の初版は令和3年1月に刊行されましたが、令和4年6月1日の改正公益通報者保護法の施行に向けて、特に、消費者庁が策定した指針及び当該指針の解説を踏まえた内容のアップデートが必要と考えられたことから、初版から1年半という比較的短い間隔ではあるものの、今般本改訂版を発刊する運びとなったものです。

各企業においては、改正法の施行を目前に控え、当該内容も踏まえて、公益通報対応業務従事者の指定や、部門横断的な通報対応業務を行う体制及び通報者を保護する体制の整備、並びに通報対応体制を実効的に機能させるための措置への対応を進めているところと思われませんが、本改訂版が、当該対応の一助となり、また制度の実効性の向上に資するところがあれば本望です。





弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 正裕
(なかつかさ まさひろ)

(出身大学)
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール(LL.M)

(経歴)
1994年4月
最高裁判所司法研修所修了
(46期)
大阪弁護士会登録(中央総合法律事務所入所)
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録
2008年10月~2012年3月
京都大学法科大学院 非常勤講師
2015年4月~2016年3月
大阪弁護士会副会長
2019年度~2021年度
堺市包括外部監査人

(取扱業務)
国内外M&A
ファイナンス・金融法務
会社法務 等

法務のリスクマネジメント

弁護士 中務 正裕

1 はじめに

本稿執筆時現在(2022年3月28日)において、ロシアとウクライナの戦争は終結しておらず、停戦の糸口も見えない状況です。このロシアの侵略行為により、我が国を含めた西側諸国においてロシアに対して厳しい経済制裁が行われており、コロナ禍も収束しないなか、我が国経済も含めた世界経済全体の行方が不透明となってきました。このような先が見えない状況において、今後の企業活動も含めた判断を行う際に、近時、着目を浴びているのがリスクマネジメントによるシナリオ分析の手法です。

企業経営のリスクマネジメント手法のガイドラインについては、スイスを本拠とする国際標準化機構(ISO)によりISO31000が発行されていますが、2020年5月には、その法務版であるISO31022(リーガルリスクマネジメント)が発行され、同年11月には日本規格協会により日本語版も発行されました。本稿では、ISO31022も参考にし、法務版のリスクマネジメントについて当職なりに纏めてみました。

2 法務のリスクマネジメント

(1) リスクの特定

まず、自社事業における法務リスクを発見し、認識する点から始まります。リーガルリスクについては、以下の類型に大別することが可能です。

ア 法令・規制に関するリスク

➤ 事業の遂行には、業法上の規制があり、許認可が必要な場合があります。例えば、金融であれば銀行法、貸金業法、金融商品取引法、金融サービス提供法、資金決済法等、建設・不動産であれば、建設業法、宅地建物取引業法などです。まず、自社の事業において、業法はもとより、政令・省令、告示、ガイドライン、通達等も参照して法令に違反しないよう把握し、制定、改廃のモニタリングを行っておく必要があります。

➤ 労務管理は紛争の発生しやすい分野です。労働法令は、頻繁に改正されていますので、そのアップデートを把握しておくことが肝要です。平時より自社における労務管理について、リスクがないか、どこにリスクがあるかを確認しておくことが大切です。

イ 取引契約に関するリスク

➤ 取引先と紛争となった場合、まずどのような契約内容かが基本となります。しか

し、昔からの取引先の場合には、取引基本契約書その他の契約書が一切作成されていないケースも多く、いざトラブルとなったときに主張の拠り所がなく、法令や商慣習のみとなるため、紛争が長引くことも多いです。まずは、自社の取引において、取引基本契約書等の契約が締結されているところと、締結していないところの把握をしておく必要があります。

➤ また、契約書は作成されているものの、相手先から提示されたものを特に修正せずに捺印しているものも多くあります。特に相手方に主導権がある場合には、相手方に一方的に有利な規定が多く含まれている場合も多く、中には、下請法に反するような定めをしている場合があります。締結している取引基本契約書を比較対照するなどして、自社にとって有利・不利を整理しておくことが有用です。

ウ 取引契約外の権利に関するリスク

➤ 契約外のリスクとしては、知的財産権のリスクがあげられます。自社の有する知的財産を把握し、それを適切に保護するとともに、自社製品や製造過程において他社の知的財産権の侵害のおそれがないかも把握しておく必要があります。

エ 取引契約外の義務に関するリスク

➤ 契約外の義務としては、自社事業を取り巻く利害関係者に対する義務があります。具体的には、以下のような分野において、適切な対応を怠った場合には、不法行為や安全配慮義務違反による損害賠償請求を受ける余地があります。

- ① 顧客・最終ユーザーへの注意義務違反: 製品に瑕疵があった場合の製造物責任の問題、不当・誇大表示等による景表法の問題
- ② サプライヤーに対する注意義務違反: 過大な要求はないか。下請法等の問題
- ③ 従業員に対する注意義務違反: ハラスメントや職場の安全配慮義務違反等
- ④ 株主・投資家に対する注意義務違反: SDGsに対する取り組み等
- ⑤ 環境や近隣住民に対する注意義務違反: 各種環境法令の遵守のほか、事業所周辺の住民との良好な関係

の維持

- ⑥公正な市場(マーケット)に対する注意義務違反: 金融商品取引法、独占禁止法等の問題

オ 紛争に関するリスク

- ▶取引の経緯等から紛争の可能性についてのモニタリングを平時からしておく必要があります。
- ▶紛争となった場合のリスク(取引先かどうか)、紛争解決の方法(示談、弁護士依頼)について、紛争の可能性を発見した場合に把握しておく必要があります。
- ▶米国その他の海外と取引がある場合に、紛争となればDiscovery制度により、弁護士秘匿特権がない資料については原則全て提出する必要があるため、留意しておく必要があります。

(2) リスクの分析と評価

リスクを特定したら、次にそのリスクの分析と評価が必要です。分析と評価については、マトリクスを使って整理する方法がよく紹介されています。

具体的には、横軸に「起こりやすさ」(発生可能性)をとり、縦軸に結果の重大性や影響度ををとる形とすれば、右上にある事象が、起こりやすく、結果が重大ということになるので、至急対応策を採っておく必要が高いということになります。



他方、発生した場合には結果の影響がそれなりであっても、発生可能性が極めて少ないということであれば、そのリスク対応に要する業務量・労力を考慮し、対応優先度を低くすることは検討できます。その逆もしかりです。

このように、(1)で特定したリスクについて、その性質や特徴を理解し、リスクレベルの大きさを、発生可能性と結果の重大性から分析しておくことが有用です。

(3) リスク対応

ア 平時においては、上記のリスクの特定及び分析・評価により、自社事業における法務リスクを把握しておくことが肝要です。その上で、リスク対応の選択をすることになります。リスクの重要度によって、すぐに対応が必要な場合には、リスク対応の計画及び実施が必要となります。リスクが重大で、リスクの除去ができず、許容レベルを超えたリスクの場合には、当該事業活動を継続しない決定も選択肢として必要ですし、当該リスクの重要

度が低い場合にはリスクをあえてとる選択もあり得ます。また、発生可能性を変えるための対応を検討したり、保険に加入するなどリスクヘッジの対応も必要となってきます。

- イ 一旦リスクが発現した危機対応では、その対応を実行していく必要があります。具体的には、①トラブル相手方との取引関係があり、示談が見込まれるものか、②示談協議が見込まれない場合に、弁護士依頼をして文書を出すか、③訴訟・調停等の司法機関における紛争解決が必要か等の検討が必要となってきます。その場合でも、結果の重大性は対応策を考慮する場合に重要なファクターとなります。リスクが発現した場合には、リスクの重要度に応じ、早期に弁護士と協議し、その対応策を検討することになります。

3 法務リスク登録簿の作成

ISO31022では、リーガルリスクの登録簿の作成が紹介されています。平時の業務の過程で認識した法務リスクや、その対応結果について記録化しておくことは、自社事業の法務リスクを体系的・網羅的に把握することになるうえ、担当者が変わっても、先例の対応結果を参考とすることができることから、法務リスクの対応として大変有用となります。例えば、以下のような事項について、データベース化しておくことが考えられます(各社にて工夫ください)。

ア 平時における発見

- ①事業分野、②リスクの種類、③特定されたリスク内容(日付)、④関連法令、⑤起こりやすさの分析、⑥結果の重大性の分析、⑦過去類似事案、⑧社内見解(事業部・法務部)、⑨外部弁護士見解、⑩対応結果(経営陣による判断結果)

イ リスク発現時

- ①特定されたリスク内容(日付)、②関連法令、③結果の重大性の分析、④過去類似事案、⑤社内見解(事業部・法務部)、⑥外部弁護士見解、⑦対応結果(経営陣による判断結果)

4 おわりに

法務部が充実している大企業の場合では、上記のような法務のリスクマネジメントの規程やガイドライン等を作成されているところも多いかと思いますが、中小企業の経営においても、法務リスクの対応が事業の成否を左右することも多く、対応を誤ると破綻の危機に直面することもあり得ます。とりわけ、今日では企業の社会的責任(CSR)が重視され、あらゆる利害関係者からの要求に対して適切に意思決定することが求められていますし、SDGs(持続可能な開発目標)や人権尊重の対応が企業のレピュテーションにも大きく影響することになりますので、適切に法務のリスクマネジメントを行っていくことが極めて重要です。本稿が、法務リスクの洗出しの切掛けとなれば幸いです。



弁護士
江藤 寿美怜
(えとう・すみれ)

〈出身大学〉
早稲田大学法学部
早稲田大学大学院法務研究科

〈経歴〉
2014年12月 最高裁判所司法研修所修了(67期)
2015年1月 東京弁護士会登録
2016年7月 弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉
企業法務、訴訟争訟、家事事件、刑事事件

ご対応はお済みですか？

～2022年4月1日施行 人事労務関係の法改正について～

弁護士 江藤 寿美怜

1 はじめに

2022年は、人事労務に関する多くの法改正が行われます。本稿では、多くのクライアントの皆様に関連するこれらの法改正のうち、4月1日から施行されている3つの法改正について、その要点をご説明させていただきます。

2 パワハラ防止法の中小企業²への適用拡大

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(以下「パワハラ防止法」といいます。)¹は、従前法的に定義されていなかった「パワーハラスメント(パワハラ)」について、①職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であること、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであること、③労働者の就業環境が害されるものであること、の三要件を満たすものであるとの定義を定めたうえで、事業主に対し、主として以下のような義務を課しています。

- ・労働者からのパワハラについての相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じること(同法30条の2第1項)
- ・労働者がパワハラについての相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと(同第2項)

大企業の事業主は、すでに2020年6月から、これらの義務を負っていましたが、中小企業の事業主に対しては、努力義務とされていました。しかし、2022年4月1日からは、中小企業の事業主も、これらの義務を負うこととなりました。

なお、「必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置」の具体的内容として、厚生労働省では、以下の4つの措置を挙げています²³。

- (1) 企業(事業主)の方針の明確化と周知・啓発
- ・職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
 - ・行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

- (2) 相談や苦情に応じ、適切に対処する体制整備
- ・相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
 - ・相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

- (3) 職場におけるパワハラへの迅速かつ適切な対応
- ・事実関係を迅速かつ正確に確認すること
 - ・速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
 - ・事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと
 - ・再発防止に向けた措置を講ずること(事実確認ができなかった場合も含む)

- (4) (1)～(3)の措置と合わせて講ずべき措置
- ・相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
 - ・相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

3 育児・介護休業法に基づく育児休業等に関わる措置の義務化(第1段階)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」といいます。)³は、2022年4月1日から、3段階に分けて改正法が施行されていきます。

2022年4月からは、第1段階として、(1)個別の制度周知・休業取得意向確認と雇用環境整備の措置の実施及び(2)有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和、という2つについて、改正法が施行されます。それぞれの詳細は、以下のとおりです⁴。

- (1) 個別の制度周知・休業取得意向確認と雇用環境整備の措置
- ・本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業取得の意向確認の措置を、個別に行わなければならない(改正同法第21条第1項)。
 - ① 育児休業・出生時育児休業(産後パパ育休)に関する制度(制度の内容など)
 - ② 育児休業・出生時育児休業(産後パパ育休)の申出先(例:人事部など)
 - ③ 育児休業給付に関すること(例:制

度の内容など)

- ④ 労働者が育児休業・出生時育児休業（産後パパ育休）期間に負担すべき社会保険料の取扱い
 - ・ 育児休業と出生時育児休業（産後パパ育休）の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければならない（改正同法第22条第1項）。
 - ① 育児休業・出生時育児休業（産後パパ育休）に関する研修の実施
 - ② 育児休業・出生時育児休業（産後パパ育休）に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
 - ③ 自社の労働者の育児休業・出生時育児休業（産後パパ育休）取得事例の収集・提供
 - ④ 自社の労働者へ育児休業・出生時育児休業（産後パパ育休）制度と育児休業取得促進に関する方針の周知
- (2) 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
- ・ 育児休業について、現行法における、引き続き雇用された期間が1年以上であるという要件を撤廃し（育児・介護休業法第5条第1項）、1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない場合には、取得可能となる（改正同法第5条第1項）。
 - ・ 介護休業についても同様に、現行法における、引き続き雇用された期間が1年以上であるという要件を撤廃し（同法第11条第1項）、介護休業開始予定日から起算して、93日経過日から6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない場合には、取得可能となる（改正同法第11条第1項）。

なお、育児・介護休業法は、改正の第2段階として、2022年10月1日から産後パパ育休制度の開始、育児休業の分割取得、育児休業給付に関する規定整備が、第3段階として、2023年4月1日より育児休業の取得状況を公表するよう企業に義務付けることが、それぞれ決定されています。

4 女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定義務対象拡大

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といいます。)に基づき、従来は、常時雇用する労働者が301人以上の事業主について、一般事業主行動計画の策定・届出や自社の女性活躍に関する情報公表が義務付けられていましたが(同法第8条第1項)、2022年4月1日以降、その対象が、101人以上の事業主に拡大されました(改正同法第8条第1項)。

行動計画の策定義務等の対象となる事業主には、以下の4つのステップによる取組みが求められています⁶。

- (1) ステップ 1 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析
 - ・ 状況把握：自社の女性の活躍に関する状況を把握
 - ・ 課題分析：把握した状況から自社の課題を分析

- (2) ステップ 2 行動計画の策定、社内周知、公表
 - ・ 行動計画の策定：自社の課題に基づいた目標を設定し、目標を達成するための具体的な取組内容の決定を行い、行動計画の形に取りまとめていく
 - ・ 行動計画の社内周知、公表行動計画を労働者に周知し、外部に公表
- (3) ステップ 3 行動計画を策定した旨の届出
 - ・ 行動計画が策定できたら、行動計画を策定した旨を東京労働局へ届け出る
- (4) ステップ 4 取組の実施、効果の測定
 - ・ 定期的に、数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価したうえで、再度ステップ 1 から実施

なお、女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主を認定する「えるぼし認定」という制度があり、2020年6月1日からは、更に水準の高い「プラチナえるぼし」認定が創設されました。プラチナえるぼし認定は、えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が特に優良である等の一定要件を満たした場合に認定されます。

5 最後に

このように、2022年4月1日から、働く環境の整備や見直し等に関する法律が、続々と改正されています。また、10月1日には育児・介護休業法の第2段階の改正も控えており、人事労務のご担当者の方を中心し、その準備を進めていく必要があります。

近年、人事労務関係の問題への関心が高まっており、法改正への適切な対応の有無や程度が、企業のレピュテーションに直結するという事態も生じております。法改正対応についてご不明点・ご不安な点がございましたら、いつでもご相談下さい。

- 1 国、地方公共団体及び行政執行法人以外の事業主であって、その資本金の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)以下であるもの及びその常時使用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)以下であるものをいいます。
- 2 厚生労働省「職場におけるハラスメント関係指針」
(https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/pdf/symposium_siryo_2.pdf)
- 3 厚生労働省「中小企業の事業主の皆さま／労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます!」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000855268.pdf>)
- 4 厚生労働省「育児・介護休業法 令和3年(2021年)改正内容の解説」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000909605.pdf>)
- 5 「常時雇用する労働者」とは、正社員だけでなく契約社員、無期契約社員、アルバイト等の名称に関わらず、期間の定めなく雇用されている者、または1年以上雇用されている者等が含まれます。
- 6 厚生労働省東京労働局「女性活躍推進法特設ページ」
(https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourai_seido_tetsuzuki/houkaisei_goannai/2017/_121773.html)



弁護士
高橋 瑛輝
(たかはしえいき)

〈出身大学〉
私立洛星高等学校 卒業
京都大学法学部 卒業
京都大学法科大学院 修了

〈経歴〉
2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(64期)、弁護士登録(大阪
弁護士会)
2016年1月
金融庁監督局総務課 課長
補佐(政策課、国際監督室、
法令等遵守調査室を併任)
2018年2月
金融庁検査局総務課 金融
証券検査官、仮想通貨モニ
タリングチーム モニタリン
グ管理官
2018年5月
事務所復帰
2020年4月~
大阪弁護士会民事委員会
副委員長
2020年9月
公認不正検査士登録

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
金融法務、会社法務、
家事相続法務、知的財産権

電子取引に係るデータ保存と電子帳簿保存法

弁護士 高橋 瑛輝

改正電子帳簿保存法は令和4年1月1日から施行されていますが、対応が間に合わない、制度の認知が進んでいないといった理由から、令和5年12月31日までは一定の要件のもとで改正後の要件によらない保存を認めるといった措置(宥恕措置)が設けられています。本稿では、改正法のもとで求められるデータ保存の要件と、宥恕措置の内容を解説します。なお、紙幅の関係上個別に注記していませんが、本稿は、国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」(令和3年12月)で示された解釈に依拠しています。

1 電子取引に係るデータ保存の要件

(1) 「電子取引」とは

電子帳簿保存法上の「電子取引」とは、「取引情報(取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。)の授受を電磁的方式により行う取引」をいいます(電子帳簿保存法2条5号)。

具体的には、EDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含みます。)、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引、クラウドサービスを利用して請求書等の授受を行う場合や、スマホアプリによる決済を行ってアプリ提供事業者から利用明細等を受領する場合等がこれに該当することになります。

(2) データ保存の要件

改正法施行前(令和3年12月31日以前)に行った電子取引については、データでの保存を原則としつつも、取引情報を印刷した書面を保存しておけば足りることとされていました。しかし、改正法では書面ではなくデータで保存することが義務付けられました。

電子取引の取引情報に係るデータ保存の要件は、大きく分けて「真实性の要件」と「可視性の要件」に分けることができます。

(A) 真实性の要件

真实性の要件とは、以下のいずれかの措置を行うことをいいます。「いずれか」ですので、①~④の全てを実施する必要はなく、そのうち一つで構いません。

- ① タイムスタンプ¹が付与された後に取引情報の授受を行うこと

この措置をとるためには、取引情報に関する記録事項に対するタイムスタンプの付与に取引先が対応している必要があります。

- ② 取引情報の授受後、速やかに(又は取引情報の授受からタイムスタンプ付与までの各事務の処理に関する規程を定めた上で、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに)タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておくこと

この措置には、上記①のように取引先の協力は不要ですが、自社においてタイムスタンプの導入が必要です。なお、「業務の処理に係る通常の期間」は、各社の業務サイクルによりますが、最長2か月までは認められています²。また、「速やかに」は概ね7営業日以内であれば認められていることから³、取引情報の授受からタイムスタンプの付与までは、最長で2か月+7営業日であれば許容されることになります。

- ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除ができないシステムで取引情報の授受及び保存を行うこと

例えば、他者であるクラウド事業者が提供するクラウドサービスにおいて取引情報をやりとり・保存し、利用者側では訂正削除できない、又は訂正削除の履歴(バージョン管理)が全て残るクラウドシステムであれば、通常、この要件を満たしているといえます。

- ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行い、当該規程の備付けを行うこと

これは、上記の①~③に比べて、簡便に導入できる措置といえます。国税庁は、この要件を満たすための事務処理規程のサンプルを公表していますので、それを参考に規程を作成することができます。

(B) 可視性の要件

可視性の要件とは、以下の措置をいずれも行うことをいいます(電子帳簿保存法施行規則4条柱書)。このうち、③に関しては、一部要件緩和や適用除外がありますが(同条柱書括弧書)、真实性の要件と異なり、①~③の全てを実施しなければならないのが原則です。

- ① 保存場所に、電子計算機(PC等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

装置の性能や設置台数等については特段の定めはありませんので、この要件への対応に困難は無いと考えられますが、「速やかに出力することができる」ことも要件とされているため、日常業務においてディスプレイ等を常時使用しているような場合には、税務調査では帳簿書類を確認する場面が多いことから、税務調査にディスプレイ等を優先的に使用することができるよう、事前に日常業務との調整などを行っておく必要があります。

- ② 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること

いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能にシステム概要書と同等の内容が組み込まれている場合には、それが整然とした形式及び明瞭な状態で画面及び書面に、速やかに出力することができるものであれば、システム概要書が備え付けられているものとして取り扱って差し支えありません。

- ③ 記録事項の検索機能を確保すること

検索機能とは、④取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を検索の条件として設定することができること、⑤日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること、⑥二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること、の各要件を満たすものをいいます。対応の一例として、システム導入のほか、エクセル等の表計算ソフトによって、取引データに係る取引年月日その他の日付、取引金額、取引先の情報を入力して一覧表を作成し、当該エクセル等の機能により、入力された項目間で範囲指定、二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件設定をすることが可能な状態にする、という方法があります。

保存されている電磁的記録について、税務職員による質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、④および⑥の要件は不要となります。この場合、例えば、ファイル名を「20220111_株〇×商事_110000」としておくことで、上記④を満たすことができます。

また、判定期間に係る基準期間の売上高が1,000万円以下の事業者が、ダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、上記④～⑥は、いずれも適用されず、検索機能の確保への対応が不要となります。この事業者に該当するか否かの判断は、個人事業者については、電子取引が行われた日の属する年の前々年の1

月1日から12月31日までの期間の売上高、法人については、電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度の売上高をもとに判断し、新規開業者、新設法人の初年(度)、翌年(度)の課税期間などについては、検索機能の確保の要件が不要となります。

2 宥恕措置とその要件

以上と異なり、一定の要件のもと、改正前と同じく取引情報を印刷した書面を保存するなど、改正後の要件によらない保存が認められる宥恕措置の要件は、以下のとおりです。

- ① 令和5年12月31日までに行われる電子取引であること

- ② 改正後の要件に従った保存ができなかったことについて納税地等の所轄税務署長がやむを得ない事情があると認めること

税務調査等の際に、税務職員から確認等があった場合には、各事業者における対応状況や今後の見直しなどを回答する必要がありますが、税務署への事前申請等の手続は必要ありません。

やむを得ない事情としては、その時点までに要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難な事情等が該当し、保存に係るシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等が考えられます。

- ③ 税務調査等の際にその電子データの出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしていること

「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいい、税務職員の求めに応じ、その電磁的記録(電子データ)を出力することにより作成した書面の提示又は提出に応じる必要があります。

3 金融機関に求められる対応

宥恕措置が設けられたとはいえ、期限である令和5年12月31日までの間に、規程整備など自社で導入可能な対応策を講じておくことが重要です。

- 1 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプであって、①当該記録事項が変更されていないことについて、当該国税関係書類の保存期間を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができる、②課税期間中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができるものをいう(電子帳簿保存法施行規則2条6項2号ロ)。
- 2 電子帳簿保存法取扱通達4-18。
- 3 電子帳簿保存法取扱通達4-17。



所有者不明土地にかかる法制度について⑤

～所有者不明土地の発生予防のための新制度について～

弁護士 西中 宇紘 弁護士 山村 真吾
弁護士 久保 貴裕

1 はじめに

本連載では、令和3年4月21日に成立した「民法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」といいます。)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の解説をしています。今号では、改正法のうち民法が定める相隣関係規定の改正について解説致します。

改正法では、民法の相隣関係規定について、①隣地使用权に関する規定の整備、②ライフラインの設備の設置、使用权に関する規定の追加、③越境した竹木の枝の切取りに関する規定の整備、の3点の改正が行われました。当該改正部分は、令和5年4月1日から施行されることになります。

2 隣地使用权に関する規定の整備

1 隣地の使用权が認められる目的の拡充・明確化

隣地使用权について、現行民法においては、「境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内」(権利行使目的)で隣地の使用を請求できると規定されていました(民法209条1項)。しかし、この規定では、権利行使目的以外で隣地の使用が認められているのか明らかでなく、その点が問題視されていました。

改正法は、権利行使目的(改正民法209条1項1項1号)以外に、境界標の調査又は境界に関する測量する目的(同2号)と、改正民法233条3項の規定による越境した枝の切取りをする目的(同3号)で隣地を使用できることを明確化しました。また、権利行使目的についても、障壁や建物以外の「その他の工作物」を境界線付近に築造・修繕・取去する目的での隣地使用を認める改正が行われています。

2 隣地使用权の権利の性質の変更

現行民法209条1項は、隣地の使用を「請求することができる」と規定し、隣地使用权は、隣地の使用を承諾すべきことを隣人に対して請求することができる権利であると解されていました。このように解すると、実際に隣地使用するには、隣人の承諾が必要となり、隣人の承諾が得られない場合や隣人の所在が不明な場合には、訴訟を提起して承諾に代わる判決を取得する必要がありました。しかし、訴訟を提起して判決を取得するためには、相応の負担を要し、制度として実効性を欠くと指摘されていました。

改正民法209条1項では、目的のため必要な範囲内で「隣地を使用することができる」と規定され、土地の所有者は、所定の目的のために必要な範囲内で、隣地を使用する権利を有することが明確化されました。これによって、隣地所有者や隣地使用者の承諾がなくとも、隣地を使用できることになりました。もっとも、これによって当然に自力執行や実力行使が認められるものではなく、改正民法が定める隣地使用权の行使するための手続を行う必要があり、隣地所有者や隣地使用者が立入を拒否している場合には、これを排除して隣地に立ち入るためには妨害の差止めを求めて裁判手続を行う必要があることには留意が必要です。

3 隣地使用权を行使するための手続

改正法では、隣地使用权を行使する場合、原則として、隣地所有者及び隣地使用者に対し、使用目的、日時、場所及び使用方法を事前に通知しなければならないとされています(改正民法209条3項本文)。これによって、隣地所有者及び隣地使用者には、隣地使用の内容が民法の要件を充たすか否かを判断し、別の日時、場所又は使用方法を提案する機会が与えられることになります。したがって、事前の通知は、隣地使用の目的、日時、場所及び使用方法に照らし、通知の相手方が準備をするに足りる合理的な期間空けて行う必要があります。具体的な期間は、事案によりますが、通常は2週間程度の期間を置けば足りると考えられています。

もっとも、例外的に「あらかじめ通知することが困難なとき」には、事後の通知で許されます(改正民法209条3項但書)。「あらかじめ通知することが困難なとき」とは、建物を早急に修繕しなければ外壁が剥落する危険があるなどの急迫の事情がある場合や不動産登記簿や住民票等の公的記録を調査しても隣地所有者や隣地使用者が特定できず又はその所在が不明である場合などが想定されます。なお、隣地所有者等の所在等が不明な場合においては、隣地使用中にその所在等が判明した場合には遅滞なく通知する必要がありますが、公示による意思表示(民法98条)により通知する方法をとる必要はないと解されています。

これらの手続に反した場合の効果に関する規定は設けられていません。しかしながら、これらの規定に反し、事前又は事後の通知を行わなかった場合には、隣地所有者の所有権侵害等を理由に不法行為責任を追及されるおそれがあります。

4 損害が最小限になる方法の選択

改正法においては、隣地を使用する場合、隣地の損害が最も少ない方法を選択しなければならない旨の規定が新たに追加されました(改正民法209条2項)。これは、従前から隣地通行権(民法211条1項)に規定されていた内容と同趣旨の規定であり、今回の改正にあたって損害最小化の要請を隣地使用权にも及ぼしたものです。なお、改正前後を問わず、隣地使用に伴って隣地所有者又は隣地使用者に損害が生じた場合には償金を支払う必要があります(改正民法209条4項)。

3 ライフラインの設備の設置・使用权

1 設備設置権・設備使用权

改正法では、他人の土地や設備(導管等)を使用しなければ、電気、ガス、水道水その他これらに類する継続的給付を受けることができない場合に、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、当該他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができるという規定が新設されました(改正民法213条の2第1項)。

継続的給付のための設備の設置に関しては、改正前民法下で、隣地使用権や隣地通行権（民法210条から213条）等の相隣関係の規定や、排水設備の設置権（下水道法11条）の類推適用をすることで認められておりました。それが、今回の改正で明文化されたこととなります。

改正民法213条の2第1項の「その他これらに類する継続的給付」には、電話・インターネット等の電気通信も含まれます。また、本条に基づく設備設置権・設備使用権は、隣接していない土地についても必要な範囲内で設備を設置することができます。

2 場所・方法の限定

継続的給付を受けるために他の土地に設備を設置・使用する場合の場所・方法は他の土地及び他人の設備のために損害が最も少ないものに限定されています（改正民法213条の2第2項）。これは、隣地使用権における改正民法209条2項と同趣旨の規定です。

3 場所・方法の限定

継続的給付を受けるための設備の設置権・使用権を行使するためには、土地・設備の所有者及び使用者に対して、事前に、目的、場所、及び方法を通知しなければならないとされています（改正民法213条の2第3項）。この事前の通知は設備等の準備のために足りる合理的な期間を置く必要がある点、他の土地に所有者とは別の使用者がいるときは使用者にも通知する必要がある点では、隣地使用権の場合と同様です。

もともと、設備に所有者とは別の使用者がいたとしても通知は不要とされており、また、「あらかじめ通知が困難な場合」といった例外規定が設けられていない点は隣地使用権の場合と異なります。そのため、通知の相手方が不特定又は所在不明である場合にも、例外なく事前の通知が必要であり、そのような場合には、公示による意思表示（民法98条）を活用することとなります。

4 設備を設置・使用するための一時的な土地使用

改正法では、設備設置権・設備使用権を有する者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するために、当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用することができるとされています（改正民法213条の2第4項）。この場合、隣地使用権の規律が準用されることとなります。

5 償金・費用の規律

設備設置権に基づいて他の土地に設備を設置する際には、①設備の設置に伴い土地の使用が制約されることにより継続的に生ずる損害と、②設備の設置時に一時的に生ずる損害が発生することが想定されます。そこで、改正法では、それぞれの損害に対応する償金を支払う義

務を定め、①の損害に対応する償金については1年ごとに支払うことができるとし、②の損害に対応する償金については一括して支払わなければならないとしています（改正民法213条の2第5項、同条第4項後段）。

他方、設備使用権に基づいて他人が所有する設備を使用する際には、設備の使用を開始時に一時的に生じる損害が発生することが想定され、改正法ではこの損害に対応する償金を一括して支払わなければならないとしています（改正民法213条の2第6項）。また、改正法では、設備使用権に基づいて他人が所有する設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならないとしています（改正民法213条の2第7項）。

4 越境した竹木の枝の切取り

1 越境する枝の切除

現行民法では、土地の所有者は、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは自らその根を切り取ることができたものの、枝が境界線を越えるときはその竹木の切除を請求できにすぎず、隣地所有者に切除させる必要がありました。しかし、竹木の所有者が枝を切除しない場合には、訴えを提起し判決を取得し強制執行の手続を取る必要があり、竹木の枝が越境する都度、常にこの手続を行わなければいけないとすると、救済手段としては手続が過重であるとの指摘がありました。

そこで、改正法では、竹木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持した上で、次のいずれかに該当する場合には、枝を自ら切除できることとしました（改正民法233条3項各号）。

- ①竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき
- ②竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき
- ③急迫の事情があるとき

①の「相当の期間」とは、枝を切除するために必要な時間的猶予を与える趣旨であり、事案にもよりますが、通常は2週間程度と考えられます。また、竹木が複数人に共有されている場合には、共有者全員に対して、催告を行う必要があります。

2 竹木が共有の場合

現行民法では、竹木を共有している場合、竹木の共有者の一人が越境した枝を切除しようとしても、切除行為は、「共有物の変更」にあたるため、共有者全員の同意が必要とされていました。しかし、改正法でこの点が改正され、竹木が共有物である場合には、各共有者が越境している枝を切除できるようになりました（改正民法233条2項）。



弁護士
大口 敬
(おぐち・たかし)

<学歴>
私立聖光学院高等学校
京都大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

<経歴>
2014年12月
最高裁判所司法研修所修了
(67期)
2015年1月
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2019年3月
パナソニック株式会社出向
2021年7月
弁護士法人中央総合法律
事務所復帰

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

令和4年下請法運用基準の改正(買ったたき)

弁護士 大口 敬

1 改正の概要

令和4年1月26日付の公正取引委員会・中小企業庁連名の通知【「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組について】により、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準(「運用基準」)の改正がなされました。内容としては買ったたきに関するところで、原材料費の高騰を価格に反映させることを親事業者が不当に拒否したときには、下請代金支払遅延等防止法(「下請法」)で禁止される買ったたきに該当するおそれがあるものとされています。

運用基準は、公正取引委員会が下請法に関して具体的な適用方法を周知したものですので、親事業者としてはこれに留意しながら、下請事業者との取引を見直す必要があります。

2 改正の経緯

原油価格や原材料価格の上昇をふまえ、令和3年12月27日付で内閣官房(新しい資本主義実現本部事務局)、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会連名で【「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」】が取りまとめられ、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、生産性向上に取り組む中小企業を事業再構築補助金等により支援していくことに併せて、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁するという方針が打ち出されました。

これは政府横断的な取り組みであり、下請法の実務分野にとどまらないもので、下請法適用対象外の取引についても価格転嫁を拒否することが独占禁止法上の優越的地位の濫用として規制する方向性が示されています。

その中で下請法について、買ったたきの側面から価格転嫁を定めたのが今回の運用基準の改正となります。

3 改正の内容

親事業者の禁止行為として下請法第4条第1項第5号には「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。」と定められています。所謂買ったたきといわれる行為で、運用基準では抽象的な下請法の文言を具体的にしています。

現行の運用基準においても、原材料価格等の上昇について価格に反映することを求められたにもかかわらず一方的に単価を据え置くことは禁止されていますが、今般の改正ではエネルギーコ

ストも反映すべき対象に含まれることや明示的に協議することが必要であることを具体的にしたことのほか、価格転嫁しない場合には書面、電子メール等での回答が必要であることが明確にされました。

改正後	現行
5 買ったたき (1) (略) (2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。 (略) ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。 エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。 (以下略)	5 買ったたき (1) (略) (2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。 (略) ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。 (以下略)

4 違反行為情報提供フォームの設置

前掲通知【「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」】に関する取組について】においては、下請法運用基準の改正とあわせて、「違反行為情報提供フォーム」(買ったたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム)の設置を行うことが通知されました。

この通知では違反行為情報提供フォームについて「このフォームは違反行為を申告するものではありません」とされ、個別具体的な違反行為の申告とは別の情報提供ルートと位置づけしており、下請業者にとってより敷居の低い情報提供ルートを作ったものといえます。

個別の違反行為の申告ではないとはいえ、情報提供フォームでは、親事業者の正式名称、郵便番号、本社所在地、業種、行為等を記載する欄が設けられており、「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査(公正取引委員会)や下請法上の定期調査(公正取引委員会、中小企業庁)における対象業種の選定、調査票の送付先の選定などを情報の使用目的としていますので、調査の端緒にされることになります。

親事業者としては、より緊張感をもってこれまでの取引の見直しを図る必要があるところです。



弁護士

山村 真吾
(やまむら・しんご)

<出身大学>
神戸大学法学部
神戸大学法科大学院

<経歴>
2020年12月
最高裁判所司法研修所修了
(73期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所 (大阪事務所)

成年年齢の引き下げについて

弁護士 山村 真吾

1 はじめに

民法の定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が2022年4月1日から施行されます。施行日の時点で、18歳以上20歳未満の方(誕生日が2002年4月2日から2004年4月1日までの方)は、施行日に成年に達することになります。

本稿では、成年年齢の引き下げの意義、変わること、維持されること、留意点等について解説させていただきます。

熟度を重視すべきとし、この観点では男女間で特段の差はないとの整理で、婚姻開始年齢における男女間の取扱の差を解消したというものです。

なお、2022年4月1日時点で既に16歳以上の女性(誕生日が2006年4月1日までの女性)は、引き続き18歳未満でも婚姻が可能です。

(3) 一部の資格等の取得年齢

成年年齢の引き下げにより、これまで資格取得要件として成年であること求められていた以下のような資格を18歳から取得が可能となります。

・公認会計士、司法書士、行政書士、社会保険労務士

2 関係施策の経緯¹

これまでの関連施策の経緯は次のとおりです。

- ・平成19年5月 国民投票法の制定
憲法改正国民投票の投票権を18歳と定める。
- ・平成27年6月 公職選挙法の改正
選挙年齢を18歳へ引き下げ。
- ・平成28年7月 参議院議員通常選挙
国政選挙で初めての18歳選挙権を実施。
- ・平成30年6月 「民法の一部を改正する法律」の成立
成年年齢を20歳から18歳に引き下げ。
- ・令和3年5月 「少年法等の一部を改正する法律」の成立
18歳、19歳の罪を犯した者は「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる取扱をする特例を定める。

4 20歳に維持されるもの⁴

(1) 飲酒・喫煙

飲酒・喫煙の年齢制限は、成年年齢の引き下げによっても変わらず、20歳以上のままです。飲酒・喫煙の年齢制は、若者の健康被害への懸念から従来の年齢に維持されております。

(2) 公営競技の投票券の購入

ギャンブル依存症対策の観点から、以下の公営競技の投票券の購入年齢は、20歳のまま維持されております。

・競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走

(3) 養子の迎え入れ

従来と同様、普通養子縁組は20歳からです。なお、従前どおり、20歳未満の者も婚姻した場合には、養子の迎え入れが可能です。

(4) 大型・中型自動車運転免許の取得

大型・中型自動車運転免許は、従来と同様20歳からです。普通自動車免許の取得と従来どおり、18歳から取得が可能です。

3 成年年齢の引き下げの意義²

成年に達すると、民法上、①「行為能力(単独で契約等の法律行為をすることができる能力)」及び②「親権に服さなくなる」という2つの大きな効果が発生し、親権者の同意なく、自らの意思で契約などの法律行為をすることができるようになります。

成年年齢の引き下げには、18歳、19歳の若年者に自立を促し、社会的・経済的に積極的な役割を果たすことを促す効用があると期待されています。

6 留意点等

民法上、未成年が親権者の同意を得ずにした契約は、未成年者取消権によって、原則として、取り消すことができますが、本年4月1日以降、18歳、19歳の方が締結した契約を民法上の未成年者取消権によって取り消すことはできなくなります。このため、18歳、19歳の若年者をターゲットにした悪徳商法による消費者被害の拡大が懸念されています。トラブルが予想される契約類型は、「エステティックサービス」「医療サービス」「健康食品等の定期購入」の美容・医療サービスに関する契約、「タレント・モデル」「内職・副業」「オンラインカジノ」「ファンド型投資商品」(暗号資産への投資)などの儲け話に関する契約等です。

今回の改正法施行で、18歳、19歳の方の法的な地位が一変します。成人となる方、そのご家族の方は、今一度、成年に達することの意義を確認して頂きますと幸いです。

4 18歳に変わるもの³

(1) 契約年齢

成年年齢が18歳に引き下げられることにより、これまで18歳及び19歳の方は親権者の同意がなければ一人契約できなかつたところ、施行日である4月1日以降は、親権者の同意なく単独で契約を締結することができるようになります。

なお、2022年4月1日より前に18歳、19歳の方が親の同意を得ず締結した契約は、施行後も引き続き、未成年者取消権によって取消が可能です。

(2) 婚姻開始年齢

これまで女性の婚姻年齢は16歳、男性の婚姻年齢は18歳とされていましたが、施行日である4月1日以降は、18歳に統一されます。従前、男女間で婚姻年齢に差を設けていたのは、男女間で心身の発達に差異があるためとされてきました。しかし、社会・経済の複雑化が進化した現在では、より社会的・経済的な成

1 法務省「民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)」
2 法制審議会民法成年年齢部会「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」
3 法務省「成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について」
4 脚注3と同じ。



弁護士

新澤 純
(にいざわじゅん)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

カリフォルニア州プライバシー権利法(CPRA)の概要

弁護士 新澤 純

1 はじめに

私は、弊所の海外留学支援制度に基づき、令和3年(2021年)7月1日より、カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)のLL.M.プログラムに留学させて頂いております。

本稿では、現在私が履修しているInformation Privacy and Data Protection(Selbst Andrew教授)の授業を踏まえつつ、カリフォルニア州プライバシー権利法(CPRA)の概要について、ご説明させていただきます。

2 カリフォルニア州プライバシー権利法(CPRA)

カリフォルニア州プライバシー権利法(California Privacy Rights Act(以下、「CPRA」といいます。))が、2020年11月3日、カリフォルニア州の住民投票において可決されました。同法は、2020年1月1日に施行されたばかりのカリフォルニア州消費者プライバシー法(California Consumer Privacy Act(以下、「CCPA」といいます。))をさらに強化する形で改正されたもので、2023年1月1日から施行される予定です。



3 個人情報の定義

CPRAにおける「個人情報」とは、直接的または間接的に、特定の消費者または世帯を識別し、関連付け、説明し、合理的に関連付けることができる情報と意味するものとされています(第1798.140条(v)(1))。

4 CPRAの適用対象となる事業者

CPRAの適用対象となる事業者は、以下の(1)~(4)のいずれかに該当するものをいうとされています(第1798.140条(d))。

(1) 個人事業主、パートナーシップ、有限責任会社、会社、協会、またはその他の法人で、株主またはその他の所有者の利益または金銭的利益のために組織または運営されており、消費者の個人情報を収集し、または消費者の個人情報が収集される代理として、単独で、または他者と共同で、消費者の個人情報の処理の目的および手段を決定し、カリフォルニア州で事業を行い、以下の基準値の1つ以上を満たしているもの。

- (a) 暦年の1月1日時点で、前暦年の年間総収入が2500万ドルを超えていること。
- (b) 単独でまたは複数を組み合わせて、毎年10万人以上の消費者または世帯の個人情報を購入、販売、または共有していること。
- (c) 消費者の個人情報の販売または共有から年間収入の50%以上を得ていること。

(2) (1)で定義された事業者を支配し、または事業者に支配され、事業者と共通のブランドを有し、事業者が消費者の個人情報を共有している事業者。

(3) 各事業者が少なくとも40%の持分を有する事業者で構成されるジョイントベンチャーまたはパートナーシップ。

(4) カリフォルニア州で事業を行う者で、(1)、(2)、(3)のいずれにも該当せず、カリフォルニア州プライバシー保護局に対し、CPRAを遵守し、同法に拘束されることに

同意する旨の証明書を自発的に提出した者。

問題は、CPRAの適用対象となる事業者が「カリフォルニア州で事業を行い」とされているため、カリフォルニア州に拠点を置いていない日本企業に当該規制が及ぶのか否かという点ですが、CCPA及びCPRAは適用対象外となる事例を限定的に解釈しており、事業者がカリフォルニア州に拠点を置いていなくとも、インターネットを通じて、カリフォルニア州に所在する消費者の個人情報を販売または共有している場合には、CPRAの適用対象となる可能性があると考えられます。

5 CPRAによって消費者に付与される権利

1 CCPAにおいて規定されていた権利

知る権利(アクセス権)、削除請求権、個人情報の売却に対するオプトアウト権、権利行使を理由として差別されない権利は、CCPAのものが踏襲されています。

知る権利に関して、事業者は、消費者に対し、利用目的の通知義務を負います。また、事業者は、消費者からの開示請求に対して、対応する義務を負います。さらに、事業者は、プライバシーポリシーの開示義務を負います。

削除請求権とは、消費者が、事業者に対し、事業者が取得した自身に関する個人情報を削除するように請求する権利のことをいいます。

個人情報の売却に対するオプトアウト権とは、消費者が、消費者の個人情報を第三者に売却する事業者に対して、当該消費者の個人情報を売却しないように指示する権利のことをいいます。

2 CPRAにおいて新設された権利

個人情報の共有に対するオプトアウト権、訂正請求権、センシティブな個人情報の利用・開示を制限する権利が、CPRAにおいて新設されました。

「共有」とは、対価の有無を問わず、事業者が、クロスコンテキスト行動広告(ウェブサイト、アプリ等における消費者の活動から得られた個人情報に基づいて、消費者に対する広告のターゲティングを行うこと)のために、第三者に対し、消費者の個人情報を、口頭、書面または電子その他の手段により、共有、貸与、公開、開示、流布、利用可能な状態に置き、移転させ、またはその他の方法により伝達することをいうと定義され、「売却」の場合と同様に、消費者はオプトアウト権を有することになります。

訂正請求権とは、消費者が、消費者についての不正確な個人情報を保持する事業者に対して、当該不正確な個人情報を訂正するように請求する権利のことをいいます。

センシティブな個人情報の利用・開示を制限する権利とは、消費者が、事業者に対し、消費者のセンシティブな個人情報を利用しない、または開示しないように指示をする権利のことをいいます。事業者は、そのような指示を受けた後、消費者のセンシティブな個人情報を利用または開示することが禁止されます。

6 最後に

アメリカでは、カリフォルニア州やニューヨーク州において、州法レベルでの個人情報保護法制が整備されており、インターネットを通じた情報の往来が活発な現代においては、これらへの対応を検討することが必要となると考えられます。

弊所では、欧州GDPR(EU一般データ保護規則)やCPRAなどを踏まえた、各種プライバシーポリシーの策定、データ保護責任者(DPO)・EU代表者の要否の検討などを行っておりますので、いつでもお気軽にご連絡頂ければと存じます。



弁護士
北川 健太郎
(きたがわ・けんたろう)

〈主な経歴〉
最高検察庁
刑事部長・監察指導部長
大阪高等検察庁
次席検事・刑事部長
大阪地方検察庁
検事正・次席検事・刑事部長
京都地方検察庁
特別刑事部長
神戸地方検察庁
刑事部長
那覇地方検察庁
検事正
高知地方検察庁
次席検事
外務省(出向)
在中国日本国大使館一等書記官

元検察官の弁護士日記 起訴相当議決

最近、2019年の参院選(広島選挙区)をめぐる公職選挙法違反事件で、検察が、衆院議員(元法相)らから買収を受けた県議らを不起訴にしたところ、検察審査会(以下「検審」といいます。)の起訴相当議決を受けて一転起訴するという出来事がありました。

検審は、裁判員と同様、選挙権を有する国民からくじで選ばれた11名の検察審査員で構成されます。その議決は、少し紛らわしいですが、①起訴相当、②不起訴不当、③不起訴相当の3種類です。起訴すべきとの意見が11人中8人以上なら①、同意見が6人又は7人の過半数なら②となります。①②の議決があると、検察の再捜査が行われ、再び不起訴となると、①の議決が先行する場合に限り検審が再審査を行い、8人以上の起訴意見をもって起訴議決となり、検察官役の弁護士が指定され、事件を起訴します。このような起訴例としては、陸山会事件(政治資金規正法違反)と福知山線脱線事故(業務上過失致死傷)が有名ですが、いずれも無罪の結果でした。現在裁判中の事件として福島原発事故(業務上過失致死傷)がありますが、一審無罪で控訴審係属中です。

検審制度には1948年以來の歴史がありますが、起訴相当議決にこのような法的拘束力が認められたのは、2009年5月の裁判員裁判制度の開始と同時のことです。

令和3年版犯罪白書によれば、2020年に全国の検審が議決した事件の人数は1,742人で、このうち起訴相当が11人、不起訴不当が104人となっています。そして、同年、検察は、起訴相当又は不起訴不当の議決を受けた102人のうち24人を再捜査の段階で自ら起訴しています*1。

次に、犯罪白書が引用する裁判所の統計によると、2009年から2020年までの間、再度の不起訴に対する再審査は延べ32人に行われ、このうち起訴議決に至ったのは同15人です。そして、起訴されて同期間中に裁判が確定した者は10人ですが、有罪は2人で、残る8人は無罪、免訴(公訴時効の完成)、公訴棄却(被告人の死亡)となりました。有罪となった1人は、暴行で、検察が犯罪自体の成立は認定したものの情状を考慮して起訴猶予にしたもので、起訴されれば有罪は当然ですし、判決も罰金20万円の求刑に対して科料*2 9,000円という極めて軽いも

弁護士 北川 健太郎
(オブカウンセル)

のでしたから、不起訴判断が必ずしも不当であったとまではいえないでしょう。これに対し、もう1人は、柔道指導員が柔道教室で子どもに技を掛けて重傷を負わせた業務上過失傷害で、検察官は過失が認められないとして不起訴(嫌疑不十分)にしたものが有罪となりました。判断の難しい事案ですが、検察としては起訴すべき事件を起訴せず役割を果たしていないと批判を受けても仕方なく、当時の検察組織内でも重く受け止められました。

これらの統計数値は、これまでも基本的には検察が検審の判断を尊重して再捜査と処分をしていることを物語るものです。実際、起訴相当議決はもちろん、法的拘束力がない不起訴不当議決でも当該検察庁には大きな衝撃が走り、再捜査に多大な労力を掛けています。

今回の公職選挙法違反事件については、有罪立証できる前提があつてこそですが、検察が検審の判断を尊重する処分をしました。議員という公職の身にありながら、選挙に関して10万円から300万円もの現金を受け取った事案ですから、理由はともかく処罰が必要との検審の判断はもつともにも思われます。他方、現行法上、贈収賄と同様、この種の選挙買収も供述以外の証拠が乏しく、少なくとも一方当事者の供述がなければおよそ起訴など考えられないのが通常であり、本件でも買収を受けた県議らの協力がなければ、捜査当時否認していた元法相らを起訴できなかったことは明らかです*3。買収側の悪質性が高い一方、被買収側が受動的立場という事案としての特殊性も認められます。加えて、本件を不起訴にすることで、将来の同種事件の捜査(巨悪の摘発)を容易にする効果も見込まれるはず*4。元検察官としては、今回の不起訴処分に検審の理解が得られなかったことは残念ではあるものの、今後とも様々な事例を蓄積しつつ制度の見直しも含めて議論を重ねることにより、検審制度が一層充実していくことを期待したいと思います。

*1 検審の議決時期と検察の処分時期が異なりますから、同一年の議決数と処分数は一致しません。

*2 罰金より下の財産刑ですが、実務的には科料に処するためには暴行を起訴することはまずありません。

*3 本件についても、元法相の「買収リスト」に記載がありながら、金銭授受を認めず立件されなかった議員が存在している旨の報道もありましたが、実務的には十分あり得ることです。

*4 本件には適用されませんが、以前に紹介した合意制度導入も同様の発想に基づきます。いまは昔ながらの「悪いことをしたなら正直に話せ。」といった取調べが通じる時代ではありません。

会社法は株主総会の決議方法について規定していません。判例上、総会決議は、定款等に定めがない限り、株主総会における討議の過程を通じて、議案に対する各株主の確定的な賛否の態度がおのずから明らかとなって、その議案に対する賛成の議決権数が決議に必要な数に達したことが明白になった時に成立し、必ずしも採決手続をとることを要しないとされていますが、実務上、採決手続がとられています。

今回は、投票という採決方法に係る法的問題を検討します。

1 問題の所在

総会議長は、定款等に定めがない限り、議事整理権に基づいて適宜、挙手・起立といった採決方法を決定することができます。賛成の議決権数が多数であることが明らかな場合には、拍手という方法が採用されます。議決権行使書等において賛否が拮抗している場合には、投票の方法が採用されることがありますが、この方法は一般的でないため、実務上様々な法的問題が生じます。

2 投票しなかった株主の議決権の帰趨

大阪地判平成16年2月4日は、議長が投票という方法を選択した以上、株主である取締役(さらに、監査役、事務局員)が投票によって意思を表明しないにもかかわらず、議長がこれらの者は本件各議案に賛成する意思であったものと推認されるとして、その議決権数を賛成票に算入することは法令に違反すると判示しました。

当該取締役は、総会前に開催された取締役会において、本件各議案に係る承認決議に賛成していましたが、それを根拠に賛成の投票をしたものと扱うことは許されないと判断したのです。

3 白票の投票を賛成票にカウントできる場合

最近注目された事案を紹介します。

投票用紙には、賛成・反対・棄権の欄が設けられ、投票用紙に何も記載せずに投票した場合には、棄権とみなす旨、注記されていました。総会場においても、その旨何度も注意喚起されていました。

事前に委任状により議決権を行使した株主(株式会社)は、当該総会の審議の状況を確認するため、その代表取締役副社長(以下「A」とします)を職務代行者として、当該総会に出席しま

した。投票という採決方法に不慣れなAは、二重の議決権行使となることをおそれて、投票用紙を回収に来た係員に質問等をしたが、明確な返答がなかったため、白紙の投票用紙を投票箱に投函しました。

集計に時間がかかっていることから不安となったAは、総会検査役同席の下に、総会担当の職員や弁護士等に、白紙で投票用紙を投票箱に投函した上記事情を説明しました。会社は、委任状(それと一体の議決権行使書)には議案に賛成の記載があり、当該株主の代表取締役社長が作成した職務代行通知書にも同様の記載があることから、投票用紙は白紙であるが、賛成の議決権行使をしたことは明らかであるとして、これを賛成票に算入し、議長は、本件議案が可決成立した旨、宣言しました。この議決権行使を棄権として処理すると、本件議案(特別決議事項)は否決されます。

この取扱いが決議方法の法令違反ないし不公正な決議方法となるかどうか争われました。神戸地裁の決定はこれを法令違反としましたが、抗告審である大阪高決令和3年12月7日は、事前に委任状により議決権を行使した場合の投票ルールについて周知されておらず、当該株主が投票ルールを誤認したことはやむを得ないと認められ、恣意的取扱いとなるおそれもないとして、当該決議には法令違反も不公正さも認められないとしました。最決令和3年12月14日も、原審の適法に確定した事実関係の下においては、原審の判断を是認することができるとしました。

4 結語

上記大阪地判は形式的にすぎるようにも思われますが、実務的には、賛否が拮抗しているため投票の方法を採用する場合、役員等も、議長の指示に従って投票の方法により議決権を行使すべきです。

上記大阪高決(最決)の事案は、白紙の投票用紙の投函という「投票行動」の解釈問題です。上記大阪高決(最決)は、議決権行使について、集团的行為における画一的・形式的確定の要請よりも株主の真意を重視する方向性を示しました。しかし、これはあくまでも特殊の事案において例外的処理が認められたにすぎません。投票による議決権行使については、投票用紙の記載に従って処理することが原則であり、実務的には、株主が誤解しないよう、議決権行使書により議決権を行使した株主が総会に出席するときは、その議決権行使は無効となり、改めて投票しなければならないことを丁寧に説明することが求められます。

●所属弁護士等

弁護士 中務嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 謙二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣
弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 江藤寿美伶	弁護士 富川 諒	弁護士 新澤 純
弁護士 小宮 俊	弁護士 秋山絵理子 <small>(註文)</small>	弁護士 榎本 辰則	弁護士 西川 昇大	弁護士 藤野 琢也	弁護士 谷 崇彦 <small>(全労連法律部)</small>	弁護士 土肥 俊樹
弁護士 山村 真吾	弁護士 久保 貴裕	弁護士 樺淵 陽	弁護士 加藤 友香	弁護士 富田 昂志	弁護士 小林 優吾	弁護士 佐藤 諒一
弁護士 半田 昇	弁護士 木村俊太郎	弁護士 河野 大悟	外部法律顧問 アダム・ニューハウス <small>(オランダ・ニメーレン州弁護士)</small>	弁護士 森本 滋	弁護士 北川健太郎 <small>(オブカウンセル)</small>	客員弁護士 吉岡 伸一
客員弁護士 八木 良一	客員弁護士 カワムラアツホ	客員弁護士 宇野 隆之	客員弁護士 宇野 隆之	客員弁護士 宇野 隆之	客員弁護士 宇野 隆之	客員弁護士 宇野 隆之
	客員弁護士 ルシダ・ローマン	客員弁護士 寺本 栄	客員弁護士 上田 泰豊			